

◎一般職の職員の給与に関する法律等

の一部を改正する法律

(平成二十二年一月三〇日法律第八六号)

一、提案理由(平成二十二年二月二〇日・衆議院総務委員 会)

○原口国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月十一日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものでございます。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、初任給を中心とした若年層を除き、俸給月額を改定することとしております。

第二に、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、指定職員以外の職員は計〇・三五分、指定職員は計〇・二五分を引き下げることにしております。

第三に、自宅に係る住居手当を廃止することとしております。

第四に、月に六十時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を百分の百五十に引き上げること等としております。

第五に、国家公務員の超過勤務手当の改定等との均衡を考慮し、地方公務員への超過勤務手当の支給にかわる代替休暇について必要な改正を行うこととしております。

このほか、任期付研究員法及び任期付職員法について必要な改正を行うとともに、施行期日、この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定することとしております。

……………(略)……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

す。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年二月二十六日)

○近藤昭一君　ただいま議題となりました各案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、各案の要旨について申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の一般職の職員の給与改定に関する人事院勧告を勧告どおり実施しようとするもので、医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について初任給を中心とした若年層を除き俸給月額を引き下げる改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げる改定、自宅に係る住居手当の廃止、超過勤務手当の支給割合を引き上げる改定及び超勤代休制度の新設等を行うとするものであります。

(略)

以上の各案は、いづれも、去る二十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託され、原口総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十日及び本日一括して質疑を

行い、討論、採決の結果、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年二月三〇日)

○佐藤泰介君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、期末・勤勉手当の改定、自宅に係る住居手当の廃止、超過勤務手当の支給割合の改定及び超勤代休時間の新設等を行うとするものであります。

(略)

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、地方における官民給与比較の在り方、適切な在庁時間管理と超過勤務縮減の必要性、給与削減が公務員の士気や公共サービスの質に及ぼす影響、非常勤職員の処遇改善の促進等について質疑が

行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し、山下芳生委員より、一般職給与法改正案について反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、一般職給与法改正案は多数をもって、特別職給与法改正案及び育児休業法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。